

1 出席議員及び欠席議員

出席議員(13名)

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員(なし)

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	橋 本 芳 朗 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	教育次長兼 生涯学習課長	多 賀 清 隆 君
学校教育課長	桐 山 浩 治 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	高 橋 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第4号 平成23年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第3 議 第66号 専決処分の承認について

日程第4 議 第67号 平成23年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第5 議 第68号 垂井町エコパークの設置及び管理に関する条例の制定について

議 第69号 平成24年度垂井町一般会計補正予算(第4号)

議第70号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

- 5 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前 9 時00分 開会

議長（広瀬文典君） これより平成24年第 5 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から21日までの17日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に御通知いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、6番 富田栄次君、7番 吉野誠君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

議長（広瀬文典君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情 5 件及び監査結果の報告がありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 4 号 平成23年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（広瀬文典君） 日程第 2、報告第 4 号 平成23年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、報告第 4 号 平成23年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について提案理由を御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により、監査委員の審査意見をつけて議会に報告するものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、私のほうから報告第4号 平成23年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について補足説明をさせていただきます。

もとより、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これより財政健全化法と呼ばせていただきますが、この法律によりまして、地方自治体の財政が健全か否かを判断する指標につきまして、財政健全化法第3条第1項に定められた健全化判断比率、また第22条第1項に定められた資金不足比率を報告するものでございます。また、本日、指標の算出式並びに対象となります会計区分につきまして別添附属資料として配付しておりますので、そちらのほうもあわせてごらんいただきたいと存じます。

それでは、健全化判断比率でございます。こちらのほうにつきましては、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの項目の指標が掲げられておるところでございます。実質赤字比率、それから連結実質赤字比率につきましては、それぞれお配りしてございます資料の中の会計区分ごとの赤字でございますが、この赤字となった場合の数値につきまして、行政用語でございますが、標準財政規模といった数値がございます。この数値につきましては、いろんな財政指標を求めるときに使われる数値でございます。決算の資料にも平成23年度の標準財政規模については掲載をさせていただいたところでございますが、標準税率で算定をいたしました税収入と、地方譲与税など税外収入と地方交付税を加えた額、これをいわゆる標準財政規模と言っておるわけでございますが、それに対する赤字の割合を示す数値でございます。この実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、その数値でもって黒字か赤字かを判断するものでございます。いずれの会計区分におきましても赤字ではないといったことから、指標としてあらわすことができません。そういったことで、この両方の実質赤字比率につきましては、バー表示とさせていただいております。

次に、実質公債費比率でございます。会計区分に示す会計におきます一般会計等から負担する元利償還金と、それから一般会計から特別会計、あるいは組合組織へ繰り出しまたは負担した経費の中で起債の償還に充てられた、いわゆる準元利償還金もまた、標準財政規模に対する比率の3年間の平均でございます。言いかえれば、それぞれ収入のうちどれぐらいを借金の返済に充てたかを示すものでございます。こちらの数値につきましては、報告書にもございますように、健全化判断比率におきましては12.5%でございます。昨年度の報告によりましては13.3%ございまして、昨年度より0.8%減少したものでございます。

次に、将来負担比率でございますが、会計区分につきましては、区分イメージで示すとおりでございますが、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。こちらにつきましても、数値的には11.1%と平成22年度の決算の状況に比べまして、25%ほど減しているものでございます。先ほどの実質公債費比率、それから将来負担比率につきましても、やはり大きな原因につきましては起債の抑制、それから起債の償還が終わったものがございません。そういったものが大きく影響してきておるといった要因でございます。

次に、資金不足比率でございます。垂井町の公営企業会計に属するものでございますが、会計区分に記載されておるとおりでございますが、水道事業会計、それから簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計のそれぞれにおきまして、資金の不足額が事業規模に対してどの程度あるかを示す指標でございます。いずれの会計におきましても資金不足が生じていないとしたことから、バー表示であらわさせていただいておるところでございます。

それと、報告書にも参考としてつけてございますが、右側でございます。早期健全化基準、それから財政再生基準というのがございます。垂井町の財政規模からして算出しておりますこれらの数値でございますが、これらの数値と比較してどうなのかという判断になるわけでございますが、以上、指標の結果から、あるいはそれぞれの基準から追いましても、垂井町の財政運営につきましては健全性が保たれておるといことでございます。

以上、簡単でございますが、平成23年度の垂井町健全化判断比率、資金不足比率報告書につきましての補足説明とかえさせていただきます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって報告を終わります。

日程第3 議第66号 専決処分の承認について

議長（広瀬文典君） 日程第3、議第66号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第66号 専決処分の承認について提案理由を御説明申し上げます。

去る平成24年7月9日、町道垂井102号線上において、大雨による噴流により外れた側溝ぶたに乗用車が接触し、破損した事故につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、平成24年7月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 議第66号の専決処分の承認につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、事故の発生状況でございます。事故発生の前々日、7月6日の夜から7月7日朝にかけて、垂井町内で時間雨量20ミリの大雨がございました。その際、道路側溝が増水し、水流の合流箇所である事故の発生場所において、噴流により鉄筋コンクリート製のふた1枚が噴き上げ、外れたものが、そのままおよそ48時間余り道路上に放置されていたところ、7月9日の午前8時30分ごろ通りかかった被害車両の左前輪がコンクリート側溝ふたに接触し、タイヤとホイール一組を破損したものでございます。通報を受け、建設課職員が事故現場へ急行し、被害者立会の上、事故発生状況の聞き取りと車両の破損状況の確認を行いました。あわせて、事故発生場所の側溝ふたの回収を直ちに指示をいたしました。

被害車両の損害額ですが、応急タイヤの取りかえ工賃とタイヤとホイール取りかえ一組で合計7万305円でございます。

事故原因と損害賠償について、事故発生現場の諸条件等を考慮しつつ被害者と協議を続けてまいりましたところ、道路管理者の過失9割、運転者の過失1割とすることで合意に至りましたので、被害車両の修理を迅速に処理する必要から、地方自治法第179条の専決処分により損害賠償の額を6万3,275円と定める示談書を取り交わしたものでございます。よって、今議会において御承認をお願いするものでございます。今後は、このような事故の防止のため、道路パトロールなど一層強化に努めてまいります所存でございます。

なお、今回の事故に係る損害賠償金に対しては、垂井町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険での補填手続を進めております。よろしく御審議を賜りたいと存じます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第66号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第4 議第67号 平成23年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

議長（広瀬文典君） 日程第4、議第67号 平成23年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第67号 平成23年度垂井町一般会計及び特別会計の決算認定について提案理由を御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度垂井町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものであります。十分御審議の上、認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 議会の認定に付する前に、執行部に3点お尋ねいたします。

まず第1点は、先ほど財政の健全化等お話しされましたけども、財政調整基金について。これはいかなる性格の基金かを改めて確認させていただきます。

2番目に、現在その財政調整基金は、先ほどから何度も標準財政規模というのが出ておりましたが、標準財政規模に対して占める割合、これは何%かを尋ねます。

それと、標準財政規模に対してこの財政調整基金、我が町として適正額としては何%をめどとしているのか、この3点をお尋ねいたします。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 富田議員の御質問の財政調整基金の性格のものでございますが、こちらにつきましては、垂井町財政調整基金条例を設置して基金の積み立てを行っておるものでございます。その設置の目的等につきましてでございますが、条例に記載されておるとおりでございます。災害復旧、あるいは地方債の繰り上げ償還、その他財源の不足を生じたときの財源に充当するというものでございます。そういった点で、この財政調整基金の収支については御理解いただきたいと存じます。

それと、その財政調整基金の標準財政規模に示す割合、それから適正額ですか。これらについては、基準とする指標がちょっと違うところがございます。そういった数値については現在設けるシステムになっておりませんことから、その数値については設けておりません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（広瀬文典君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 今の答弁、1番目はわかったことだと思っているんですが、2番目のシステムになっていないということはどういうことですか。財政調整基金というのは、いろんなときに備えて積み立てる金として、じゃあ仮にお尋ねしますが、現在これが20%、30%に上がっていても可ですか。仮にこれが3%、5%でも可ですか。一体何を基準にして財政調整基金というものを、これ不明のままでもよろしいわけですか。ただ余ったら、前年度残った金の3割は積み立てるとか、何らかの規定はあるとあります。それと、国が決めてはいないと思うんです。何%にしようとか、こうしなさいとか、そういう規定はないことはわかっているんですが、我が町としては、余っていたらここへどんどん入れて、3割4割になってもわかりません、今どれだけ財政調整基金占めているんですかと言ってもわからないと言う。今の答弁でよろしいわけですか。再度お尋ねします。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 富田議員の今の標準財政規模の財政調整基金に占める割合でございますが、こちらにつきましては比較する基準が違いますので、そちらについては御理解をいただきたいと。それから、財政調整基金に積む金額が何%が適切であるか。これについては、適切な額というのは出されておられません。そういったことから、地方財政法の規定によりまして、剰余金が発生した場合につきましては、2分の1以内を積み立てるといような原則にのっとりまして、財政調整基金にするのが適切なのか否かにつきましては、その段階で判断させていただくことにしておりますけども、そういったことで、富田議員が御質問されているような基準のポイントが違いますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

〔挙手する者あり〕

議長（広瀬文典君） 何について質問されますか。

〔「標準財政規模に対してどれだけの割合か」と6番議員の発言あり〕

再々質問をもう一度だけ認めます。

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 私がお尋ねしたのは、標準財政規模に対して財政調整基金はどれだけの割合になっているかということをお尋ねした簡単な質問なんですけど、どうも何か難しいような、わけのわからないような御答弁をされるんですが、先ほどから、標準財政規模をもとにして健全化比率とか全て出されてきているはずなんですけども、町長に答弁を求めます。割合ですよ。

議長（広瀬文典君） 割り算の答えを出してあげてください。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 6番議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

現在の標準財政規模は、およそですが59億ぐらい、それから財調積み立てが8億6,000万円ほどです。割りますと14%ぐらいになるわけでありませうけれども、先ほどから言っておりますように、標準財政規模に占める財調の割合というのは、比較しても意味が余りない数字ではないかというふうに思います。基本的に財調を積むのは、災害でありますとかそういった不測の事態に対して支出するものでありまして、これを積んでおるから財政が安定するとか、そういうものではないと思います。ですから、先ほど積み立て規模の適正ということもおっしゃいましたけれども、これもやはりあってないような形。要するに、あればあるほど確かに余裕があるわけでありませうけれども、少ないから全くだめとか、多いから安心だというような状況ではないと思います。当然、災害が起こった場合には、国・県等のいろんな財政出動もあるわけでありませうけれども、町として単独で持つておる意味があつて積んでおるわけでございますので、標準財政規模と財調の割合を比較することの意味というのは、余り明確に今、国においてもそういう指標が示されていないのはそういうことかというふうに理解しております。

6番（富田栄次君） これ以上だめでしょうか。ため過ぎたり使い過ぎたりしないようにということがあるわけですよ。もうこれ以上やめます。

議長（広瀬文典君） 富田議員に申し上げます。この後特別委員会も予定いたしております。その場で議論をまたお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第67号 平成23年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、本案は10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、決算審査特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条

例第6条第1項の規定により、江上聖司君、中村ひとみ君、安田功君、角田寛君、藤埴理君、富田栄次君、吉野誠君、木村千秋君、小林敏美君、衣斐弘修君、以上の10人を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10人の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩をいたします。

午前9時31分 休憩

午前9時32分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長には藤埴理君、副委員長に安田功君が互選されましたので御報告いたしておきます。

日程第5 議第68号 垂井町エコパークの設置及び管理に関する条例の制定について

議第69号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第4号）

議第70号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（広瀬文典君） 続いて日程第5、議第68号 垂井町エコパークの設置及び管理に関する条例の制定についてから議第70号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第68号から第70号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第68号 垂井町エコパークの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、資源物の再利用及び再資源化を促進し、ごみの減量化を図るため、垂井町エコパークの設置に当たり、管理運営に関して必要な事項を定めるものであります。

議第69号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第4号）につきましては、今回の補正は3億3,541万5,000円を追加し、予算総額を86億1,512万7,000円とするものであります。補正いたしますものは、総務費では、公衆街路灯新設に係ります工事請負費、地区まちづくり協議会設立準備金、福祉基金等の積立金を増額措置いたしました。

民生費では、県の地域支え合い体制づくり事業の内示を得たことに伴い、老人福祉費の財源更正をいたしました。また、仮称ではございますが、垂井子ども園用地に係る不動産鑑定及び用地造成基本設計業務の委託料、宮代小学校留守家庭児童教室空調機の増設に係ります工事請

負費の増額措置をいたしました。

衛生費では、斎場の空調機改修に伴う工事請負費と不活化ポリオワクチン接種の導入に係り
ます経費の増額措置をいたしました。また、エコパーク建設に係る寄附をいただきましたこと
により、清掃費の財源更正をいたしました。

土木費では、道路整備事業等に係ります委託料、工事請負費、備品購入費、負担金の増額措
置をいたしました。

教育費では、中学校生徒の全国大会等出場補助金、大石窯跡発掘調査業務に係る委託料、文
化会館雨水排水管の修繕に係ります工事請負費の増額措置をいたしました。財源につきましては
は、県支出金、寄附金、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

続きまして、議第70号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につ
きましては、今回の補正は958万9,000円を追加し、予算総額を28億6,958万9,000円とするもの
であります。補正いたしますものは、保険給付費において退職被保険者の高額療養費負担金を、
諸支出金においては出産育児一時金の過年度分の精算に伴う返還金を増額措置をいたしまし
た。財源につきましては、前年度繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛
同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） それでは、私のほうからは、住民課の所管に係ります議第68号 垂
井町エコパークの設置及び管理に関する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

この条例は、現在工事をしておりますエコパーク施設の設置及び管理について定めるもので、
新しい施設を設置することにより今後適正に管理を行うため、条例の制定をお願いするもので
ございます。

それでは、条文に入らせていただきます。

まず、第1条は目的でございますが、資源物の再利用及び再資源化を推進し、ごみの減量を
図ることにより町民の環境への関心を高めることを目的としております。

第2条は名称及び位置でございますが、第1号で名称、第2号で位置を定めています。

第3条は施設でございますが、現在施工し、今年度供用開始を図る予定の施設エコドームに
ついて位置づけをしております。

第4条では、エコパークの事業内容を定めています。第1号は、資源物の拠点回収について。
第2号は、資源物の再利用及び再資源化、並びにごみ減量の普及啓発について。第3号は、環
境学習の推進などでございます。

第5条から第11条では、貸し出し施設の使用について定めています。第5条の使用の許可で
は、対象となる施設をエコドーム内の学習室と定め、使用する場合は許可を受けることとし
ています。第6条は使用の不許可について、第7条は使用の許可の取り消し等について、第8条

は権利の譲渡等の禁止について定め、第9条の使用料では使用料を無料と定めています。第10条は原状回復の義務について、第11条は損害賠償の義務について定めております。

第12条は委任でございますが、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から起算して3カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしております。

以上、私からの補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 私のほうからは、議第69号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第4号）につきましての補足説明をさせていただきます。

平成24年度垂井町一般会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,541万5,000円を追加させていただきますまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億1,512万7,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に示すとおりでございますので、お目通しをいただきたいと存じます。

それでは、詳細につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。歳出の6ページから説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

歳出の款2 総務費、項1 総務管理費、目5 財産管理費でございます。節15の工事請負費でございますが、公衆街路灯の新設工事でございます。不破中学校の通学路でございますが、特に合原地区の対象児童の通学路につきまして、安全確保のために街路灯の新設を行うものでございまして、32万円の増額の補正をお願いするものでございます。

次に、目6 企画費、節19 負担金、補助及び交付金でございます。協働のまちづくりを推進するための地区のまちづくり協議会設立の準備金でございます。140万円を新たに補正を行うものでございます。

次に、目11 財政調整基金費、節25の積立金でございます。2億円の増額の積み立てを行うものでございますが、福祉基金には5,000万円、環境衛生施設整備基金には5,000万円、それから庁舎建設基金でございますが、1億円をそれぞれ積み立てるものでございます。

次に、款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 老人福祉費でございます。こちらにつきましては、災害時要援護者台帳の整備事業に係ります県の補助金の受け入れによる財源の更正を行うものでございますが、後ほど歳入でも御説明させていただきますが、179万9,000円の補助金を受け入れるものでございます。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目2 児童福祉施設費でございます。こちらにつきましては、

提案説明にもございましたように、垂井子ども園、仮称でございますが、候補地として現在垂井町の字金福地内の土地を絞っておるわけでございますが、こちらの用地の不動産鑑定評価業務委託料50万円、それと用地造成基本設計等の業務委託料400万円を合わせまして450万円を新たに補正をお願いするものでございます。

次に、目7 留守家庭児童教室費でございます。節15工事請負費でございますが、65万円の補正をお願いするわけでございますが、特に宮代小学校の留守家庭児童教室の空調設備の増設をお願いするものでございます。今年度、夏も過ぎておるわけでございますが、今後冬場に備えまして、若干空調設備の能力不足があることから増設するものでございます。

次に、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目5 環境衛生費でございます。節15の工事請負費で650万円の補正をお願いするわけでございますが、斎場の空調機の改修工事を行うものでございます。斎場の空調機につきましては、全体的に老朽化をしておるわけでございますけども、故障も再三起きておりまして、今回特に式場系統の改修を先に行わさせていただきたいということでございます。

それから次に、目6 保健センター費でございます。こちらにつきましては、9月から実施されることになりましたポリオの不活化ワクチンの導入に係ります経費でございます。臨時職員賃金につきましては、13万5,000円の補正をお願いするわけでございますが、こちらにつきましては看護師ですね、ワクチンを接種する際の看護師の賃金でございます。3人の9回分を見っております。それと、節8の報償費でございますが、57万6,000円の追加の補正をお願いするわけでございますが、こちらにつきましては医師の報償金でございます。

それから次に、節11の需用費332万円でございますが、消耗品費でございます。こちらにつきましては、ワクチンでございます。そちらの購入費の経費をお願いするものでございます。

それと次に、同じく衛生費でございます。項2の清掃費、目3の塵芥処理費でございます。こちらにつきましても財源更正でございますが、後ほど歳入でも御説明をさせていただきますが、エコパーク整備寄附金による財源更正でございます。1,000万円の寄附があったために財源更正を行うものでございます。

次に、款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費でございます。備品購入費でございますが、2万8,000円でございます。庁用器具でございますが、デジタルカメラです。こちらの故障による購入に充てるものでございます。

次に、目3 道路新設改良費でございます。節13の委託料820万円を新たに追加の補正をお願いするわけでございますが、今回別添で、それぞれ工事の箇所等につきまして場所等を示させていただいております。道路新設改良する前の測量設計、それから地積測量のための経費でございますが、820万円をお願いするものでございます。

次に、節15の工事請負費でございます。こちらにつきましては6,000万円。道路改良5カ所、道路舗装2カ所、それから路側改良5カ所でございます。6,000万円の新たな追加をお願いするものでございます。

次に、節19の負担金、補助及び交付金でございます。360万円の県工事負担金でございます。この事業につきましては、県の事業でございます大石地内の急傾斜地の崩壊対策事業、こちらの事業費の増加に伴うものでございまして、360万円の県負担金の増額の補正をお願いするものでございます。

次に、同じく土木費でございますが、目4の橋りょう維持費でございます。節13の委託料でございますが、市之尾橋の耐震補強測量設計業務委託料でございます。こちらにつきましては、道路構造令上に定める荷重に若干不足するというので、耐震も含めまして改造を行うための設計の業務委託料でございまして、270万円の補正をお願いするものでございます。

次に、節15の工事請負費でございますが、700万でございます。新たに増額の補正をお願いするものでございますが、橋梁整備工事費といたしまして、今現在、泥川上橋の拡幅工事を行っているわけでございますが、上部工につきまして橋面の排水工事、あるいは防水ですね、そちらの工事が必要になってまいりまして、その経費といたしまして700万円の増額の補正をお願いするものでございます。ちなみに、上部工につきましては、まだ契約はいたしておりません。

次に、同じく土木費でございますが、項3の河川費、目3の河川維持費でございます。節15の工事請負費でございます。こちらにつきましては、河川整備・修繕工事3カ所を予定してあるわけでございますが、こちらにつきましても別添の位置図を確認していただきたいと存じます。2,260万円の工事の関係で補正をお願いするものでございます。

次に、節18備品購入費でございます。75万円の補正をお願いするわけでございますが、芝刈り機でございます。既存の芝刈り機の老朽化もございまして、また河川の改良に伴いまして管理面積も拡大をしてきたことから、新たに1台を購入するために補正をお願いするものでございます。

次に、款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費でございます。節19の負担金、補助及び交付金につきましては、中体連でございますが、東海及び全国中学校の大会に出場する選手、喜ばしいことで参加する選手が当初よりも増加したことによりまして、109万8,000円の増額の補正を行うものでございます。

次に、同じく教育費、項5社会教育費、目4の文化財保護費でございます。こちらにつきましては、1,092万円の増額を行うわけでございますが、大石窯跡発掘調査の業務委託料でございます。こちらにつきましては、先ほども土木費の中で御説明いたしましたが、県工事でございます大石地内の急傾斜地崩壊対策事業の進捗状況に伴いまして、対象地域にこうした史跡が一部町の指定として指定されておるところでございますが、県の教育委員会のほうから、県の委託事業といたしまして、その発掘に伴う調査を早々実施してほしい旨の要請がございました。そういったことで、この事業につきましては県の支出金100%で行うわけでございますが、委託料といたしまして、1,092万円の追加の補正をお願いするものでございます。

次に、目6の文化会館費でございます。節15の工事請負費120万円を新たに追加補正するも

のでございますが、雨水の配水管が故障いたしまして、事務所等に雨漏りが発生をいたしました。現状応急的に対応をしておるわけでございますが、やはり根本的に修繕工事を行う必要があることから、120万円の補正をお願いするものでございます。

次に、款12公債費、項1公債費でございます。こちらにつきましては、目1の元金6万7,000円、それから目2の利子でございますが、全額14万9,000円をお願いするところでございますが、こちらの公債費の対象となっておりますのは減税補填債でございます。これは平成13年度に借り入れをしたものでございますが、この借り入れにつきましては、10年ごとに利率を見直すことになっていたものでございまして、結果、利率を10年ごとに見直すことによりまして利率が下がったものでございます。こちら元金均等償還でございまして、その利子分の減額によりまして、元金のほうにつきまして増額をなされるものでございます。元金の合計には何ら変更がございませんので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

次に、歳入でございます。

5ページをお開き願いたいと存じます。

款14県支出金、項2県補助金、目2の民生費の県補助金でございます。節6の老人福祉費県補助金でございますが、こちらも財源補正の更正で御説明いたしましたが、岐阜県の地域支え合い体制づくり事業補助金でございますが、災害時の要援護者台帳整備に要する経費に係る補助金でございます。新たに179万9,000円受け入れるものでございます。

それから、同じく県支出金でございますが、項3の委託金、目9の教育費委託金でございますが、節2の文化財保護費委託金でございます。先ほども歳出で御説明をさせていただきましたが、大石窯跡発掘調査業務委託金でございます。1,092万円の補正をお願いするものでございます。

次に、款16寄附金、項1寄附金、目4衛生費寄附金でございます。節2の環境保全活動寄附金でございますが、1,000万円の寄附を受け入れるものでございます。こちらにつきましては、エコパーク整備費の寄附金といたしまして、過去、町内の女性団体の皆様方がリサイクル活動に取り組んでいただいております、その収益につきまして1,000万円を受け入れるものでございます。こちらにつきましても、エコパークの整備費、寄附金としてエコパークの整備費に充当していくものでございます。

次に、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございます。それぞれ歳出の財源の確保、それから収支の均衡を図るために3億1,269万6,000円の繰越金の増額補正を行うものでございます。

以上、平成24年度垂井町一般会計補正予算（第4号）の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） 私のほうからは、住民課の所管に係ります議第70号 平成24年度垂

井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ958万9,000円を追加させていただきます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,958万9,000円とするものでございます。

それでは、細部につきまして御説明をさせていただきますが、歳出6ページをごらん願います。

款2保険給付費、項2高額療養費、目2退職被保険者等高額療養費、節19負担金、補助及び交付金について950万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、退職被保険者に係ります高額療養費が不足を来すことから、賞与額の追加をお願いするものでございます。

続きまして、款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節23償還金、利子及び割引料について8万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、出産育児一時金、補助金でございますが、平成23年度分の額の確定に伴いまして、国及び県負担金の精算を行い、償還するものでございます。

続きまして、歳入5ページをごらん願います。

款10項1目1節1の繰越金についての958万9,000円でございますが、前年度の繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

以上、私からの補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） お諮りいたします。

ただいま議案となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第68号から議第70号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午前10時00分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 富 田 栄 次

会議録署名議員 吉 野 誠

